

# 第4章 障がい者施策の展開

## 基本目標1 自立した地域生活の支援

### 分野1：障がい福祉サービスの整備・充実

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備・充実を図るとともに、人材の確保・育成に向けた取り組みを推進します。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
訪問系サービスの充実	障がいのある人の居宅生活を支えることができるよう、引き続きニーズに対応できる体制整備を図ります。
日中活動系サービスの充実	一人ひとりの障がいの状況に応じた日中活動の場を十分に保障できるよう、サービス提供事業者との連携の下、活動の場の確保を図ります。
居住系サービス・短期入所の充実	人材確保、夜間体制の見直し、サービス提供事業者への働きかけ等を通じて、サービス提供基盤の強化を図ります。親亡き後への不安を解消し、地域生活の基盤を確保する上で重要なサービスであり、重点的に整備を推進します。
精神科病院入院患者や施設入所者等の地域生活への移行の促進	福祉・保健・医療の関係機関が連携し、福祉サービス等の支援を受けながら地域で生活し続けられる支援体制を整備します。 また、精神科病院入院患者や施設入所者等に対する家族や地域住民の理解促進に取り組み、地域生活への移行の促進を図ります。
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実を図ります。
日常生活・社会生活の支援	障がいのある人の日常生活・社会生活の総合的な支援として、外出・通学の支援、意思疎通の支援、日中活動の支援、日常生活用具・補装具の支援等を実施し、社会的障壁の除去・軽減を図ります。

施策・事業	取り組みの方向性
<p>施策の谷間となっている分野への支援</p>	<p>発達障がい、高次脳機能障がい、難病等について、理解促進や制度の周知に取り組むとともに、サービス利用の増加に備える体制整備に努めます。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする障がいのある人のサービス利用を保障するため、サービス提供事業者へ医療的ケアに関する研修、啓発を行い、対応可能な事業所の増加を図ります。併せて、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な人への支援体制の整備を図ります。</p> <p>さらに、精神障がいのある人と身体・知的障がいのある人とで公共交通機関等における割引や移動費助成に差が生じていること等から、障がい種別等によって各支援に隔たりが生じないように、国や府への要望を行います。</p>
<p>年金・手当制度の周知</p>	<p>障害基礎年金、特別障がい者手当、交野市心身障がい者（児）介護手当、特別児童扶養手当等、障がいのある人の生活を支援する各種の年金・手当等について、制度の周知を進めます。</p>
<p>サービス提供事業者の支援と人材確保</p>	<p>障がい福祉サービス基盤の充実強化に向け、サービス提供事業者が、質の高い安定した事業を継続できるよう働きかけるとともに、人材の養成・確保を支援します。</p>
<p>障がい児を対象とした福祉サービスの充実</p>	<p>障がいのある子どもを対象とする福祉サービスについて、その周知を図るとともに、ニーズの増加に対応できる体制整備に努めます。</p>
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<p>福祉・保健・医療・保育・教育・雇用等と連携した支援体制の構築を図ります。</p>

## 分野 2 : 保健・医療との連携強化

医療機関等と連携し、障がいや疾病のある人が適切な医療や支援を受けることができる体制づくりを進めます。また、障がい・疾病の早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
年代に応じた保健・医療サービスの充実	乳幼児期における健康や発達の状態の把握から、障がい・疾病の早期発見・早期支援体制の充実を図るとともに、成長段階や各年代に応じた各種健診や相談支援に取り組みます。
疾病の予防と早期発見	各種健（検）診事業の実施を通じて、障がいの原因となる生活習慣病等疾病の予防及び早期発見を図ります。 また、「交野市健康増進計画・食育推進計画（第2期）」や「交野市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づき、各種健（検）診の受診勧奨や生活習慣病予防、地域ぐるみでの健康づくりや介護予防に取り組みます。
医療との連携強化による地域の医療体制の充実	障がいのある人が住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、医療関係者に対して障がいへの理解促進を図ります。
自立支援医療制度の周知	自立支援医療制度の周知・利用促進を図り、心身の障がいを軽減するための医療費の自己負担額の軽減を図ります。

### 分野 3：相談支援体制の強化

障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実や自殺対策の観点も踏まえた相談支援の実施、当事者が入手しやすい情報提供の充実を図ります。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
相談支援事業の充実	<p>障がいのある人またはその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、福祉資源の活用支援、社会生活力向上の支援、ピアカウンセリングの実施、権利擁護のための援助、専門機関の紹介等、必要な情報の提供や助言を行います。</p> <p>また、関係部局や関係機関との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備や相談窓口の周知を図ります。</p>
基幹相談支援センターの整備	<p>相談支援のワンストップ窓口である基幹相談支援センターの整備を進め、障がいのある人（子ども）のライフステージを通じた総合的、専門的な相談支援体制の構築・強化を図ります。</p>
相談支援の質の向上及び人員の確保	<p>相談支援事業所連絡会や障がい者自立支援協議会において、事例検討や研修会を実施するとともに、大阪府の開催する研修への参加等の自己研さんを促し、相談支援専門員の質の向上、人員の確保、ネットワークの構築・拡充を図ります。</p>
地域生活への移行・定着の支援	<p>地域生活への移行と定着に伴うさまざまな課題に直面する当事者に対し、入所・入院時からの相談、緊急時の訪問、見守り等の支援を行い、自立した生活の確立につなげます。</p> <p>また、自己決定に基づく地域生活を支援する体制の充実を図り、地域生活への移行の拡大に努めます。</p>
制度及びサービス内容の周知と普及	<p>障がいのある人が利用可能な制度やサービスについて、障がい福祉情報冊子『交野市にこここ支援ねっと』等を活用し、さらなる周知と普及を図ります。</p>
情報提供体制の充実	<p>障がいの状況に合わせて、当事者が入手しやすい形での情報提供を図ります。</p> <p>また、相談窓口における担当者の知識と対応力の向上を図るとともに、部局間、サービス提供事業者、医療機関、当事者団体等と連携し、ニーズに即した適切な情報提供を図ります。</p>

## 基本目標 2 社会参加の促進

### 分野 4 : 療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもや支援を必要とする子どもが、地域で健やかに成長できるような各種支援の充実や、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育体制の構築を図ります。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
子育て支援の充実	<p>子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援体制の充実や、地域の福祉・保健・医療の関係機関との連絡調整・連携強化を図ります。</p> <p>また、身近な相談場所として中学校区ごとに開設している地域子育て支援拠点では、相談内容に応じて関係機関へつなげるような相談支援体制の充実を図ります。</p>
就学前の障がい児保育・教育の充実	<p>関係機関と連携を密にして、一人ひとりの発達や状況に応じた適切な保育・教育を実施するとともに、職員の資質の向上と障がい児保育・教育についての理解の促進を図ります。</p> <p>また、交野市立児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）における障がいのある子どもを対象とした指導・訓練・体験活動等について、引き続き充実を図ります。</p>
児童・生徒と保護者の自己決定の尊重	<p>義務教育段階における教育の場や進路の選択において、児童・生徒本人と家族の意向を最大限尊重することができるよう、地域の学校における受け入れ体制の整備・充実を図るとともに、支援学級・支援学校の見学会や就学相談を実施します。</p> <p>また、障がいに応じた適切な支援を行えるよう、教職員の研修、専門家や関係機関との連携、教育内容・教育環境の改善を図ります。</p>

施策・事業	取り組みの方向性
「ともに学び、ともに育つ」教育システムの構築	支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備等を実施し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが同じ場で学ぶことで、一人ひとりを尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切にする態度を育む教育システムの構築を目指します。
支援教育の実施	交野市支援教育リーディングチームや支援学校の地域支援リーディングスタッフによる巡回相談の実施等により、各校における支援教育の充実を図ります。また、支援学校・支援学級・通常学級間の生徒・教員同士の交流や共同学習、地域の人々との交流や職場体験等を通じ、共生社会の実現に向けた素地をつくる活動を推進します。
教育相談体制の整備	保護者や教育に携わる教職員に対して、継続的な教育相談や支援を行っていくため、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関との連携の強化に努め、相談体制の充実を図ります。 また、乳幼児期からの育ちを就学先等の関係機関と情報共有し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
療育体制の充実	障がいのある子どもや発育・発達に何らかの課題のある子どもとその保護者への支援について、乳幼児健診、療育機関、認定こども園等の連携強化を図り、就学前から就学、卒業後までの一貫した支援体制の構築に努めます。
放課後の障がい児の活動の場の充実	放課後等デイサービス、放課後児童健全育成事業（放課後児童会）において、ニーズの増加に対応できる体制整備を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。併せて、教育機関等と連携し、障がいのある子どもの放課後の活動の場の確保に努めます。
障がい児の余暇活動等への支援	休日や長期休業中における障がいのある子どもの余暇活動の充実を図ります。

## 分野 5：雇用・就労の推進

ハローワーク等の関係機関と連携し、一人ひとりの状況・希望に応じた雇用・就労を促進するとともに、サービス提供事業者に対して、障がいに関する理解促進や合理的配慮の提供に関する周知の徹底を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
障がい者雇用の促進	障がいのある人の法定雇用率の達成に向けて、事業者に対する啓発の強化に努めます。 また、民間事業者における不当な差別的取扱いの禁止と、努力義務である合理的配慮の不提供の禁止について、事業者に対する周知を徹底し、障がい者雇用の増加と職場環境の改善を図ります。併せて、就労定着支援事業所等と連携し、障がいのある人の就労定着に向けたサポート・支援を行います。
就労の場の拡充・推進	ハローワーク、商工会議所等と連携し、障がいのある人の雇用が可能な職種・業務の掘り起こしや、障がい者就業実習先の拡充に努めます。
福祉的就労の充実	一般就労の困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場の提供を行うとともに、工賃向上への取り組みを支援します。
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設における就労から、一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所と連携し、就労支援体制の強化に努めます。
公務部門における障がい者雇用	市役所等の公務部門における障がい者雇用について、「障がい者活躍推進計画」に基づき、雇用を促進するとともに、障がい特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組みます。
障がい者就労施設等からの物品等の調達	「交野市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品調達の拡大を図ります。

## 分野6：文化芸術・スポーツ活動等の推進

障がいの有無にかかわらず、文化芸術・スポーツ活動や余暇活動に取り組むことができ、地域等と多様な交流ができる環境の整備を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
文化芸術活動の充実	障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことができるよう、活動・展示機会等の提供を図るとともに、文化芸術の鑑賞・体験等の機会提供や視覚障がいのある人への読書環境の整備に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動の充実	障がいのある人のスポーツの推進等をはじめ、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツ・ニュースポーツ、レクリエーション活動の充実を図ります。
地域における交流・啓発活動の促進	障がいのある人が希望する社会活動や行事等に気軽に参加できるような体制の整備や、近隣、地域住民との交流の促進を図り、共生社会の実現に向けた市民意識の向上と環境整備に努めます。 また、障がいのある人に対して、地域交流の機会に関する情報提供を行うとともに、各種催し物に手話通訳者や要約筆記者を派遣するなど、障がいのある人が参加できる機会の確保に努めます。
自主事業活動の支援	地域における交流促進のために、当事者団体等が主体となって実施する行事等の開催を支援します。
生涯学習事業の推進	障がいのある人が自ら適切な学習機会を選択し、主体的に学習を進めることができるよう、情報提供や相談体制を整備するとともに、生涯学習関連施設等における合理的な配慮の促進を図ります。

## 基本目標 3 共生社会の実現

### 分野 7 : 人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供

障がいのある人の権利擁護のための制度の普及や虐待防止に向けた取り組みを推進するとともに、共生社会の実現に向けて、障がいへの理解促進、合理的配慮の提供等に関する啓発・支援を行います。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
権利擁護の推進と虐待の防止	「障害者虐待防止法」の規定に基づき、障がい者虐待防止センター（障がい福祉課内）において、虐待への対応やその防止のための措置を実施します。
成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度の周知を一層進めるとともに、制度の利用促進を図ります。
権利擁護・虐待防止ネットワークの構築	障がい者自立支援協議会の専門部会である権利擁護・虐待防止ネットワーク部会において、虐待防止についての啓発、虐待の未然防止と早期発見・対応のための勉強会等の開催、関係機関とのネットワーク構築に向けた活動を行います。
共生社会の実現に向けた環境醸成	「障害者基本法」に定める基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調）についての市民理解の促進や、障がい理解の促進、偏見の解消等について、啓発活動や地域交流に取り組み、共生社会づくりに向けた環境醸成を図ります。
『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例』の周知・啓発	『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例』の周知・啓発を通じて、市民に手話が言語であることの認識を広めていきます。また、手話を必要とする人が生活しやすい環境の整備を図ります。
自発的活動の支援	障がいのある人の支援や権利擁護に関して、障がいのある人やその家族、地域住民等による、地域における自発的な取り組みを支援することで、共生社会の実現に向けた環境醸成を図ります。

施策・事業	取り組みの方向性
<p>人権尊重の視点に立った 福祉教育の推進</p>	<p>特に福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関の職員や市民を対象に、障がいのある人の権利や共生社会の理念、障がいへの理解促進等について、研修・啓発事業を実施します。</p> <p>また、障がいに対する理解を深めることができるよう、小・中学校における福祉教育の推進を図ります。</p>
<p>行政手続き等における 合理的配慮の提供</p>	<p>障がいを理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を追求します。選挙における配慮や公共施設の利用申し込みにおける配慮、活字文書読み上げ装置の設置、文字情報の音声化等、障がい特性に応じた手続きや情報利用が可能となるような取り組みを引き続き推進します。</p> <p>また、『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境整備に努めます。</p>
<p>市職員に対する研修の実施</p>	<p>行政サービスの実行者である市職員に対して、障がいに対する理解や合理的配慮の考え方、業務における具体的な手段等について、より高い知見を持って業務に取り組めるよう、研修を実施します。</p>

## 分野 8 : 安心・安全に暮らせる生活環境の整備

地域での自立した生活、安心して暮らしていける環境づくりに向けて、住環境の整備、移動手段の確保、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みの推進、災害対策・防災対策等の推進を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
住環境の整備	<p>住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者住宅改造助成事業を実施するとともに、耐震化を対象とした住宅改修の補助を行います。</p> <p>また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人を含む住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給、グループホーム等の整備を促進します。</p>
外出・移動の支援	<p>外出・移動に支援が必要な人に対し、既存の公共交通機関とともに、ドアツードアの個別移動手段を活用した個別の外出・移動支援策を実施します。併せて、外出促進のため、地域での共助の取り組みに対する支援に努めます。</p> <p>また、個別のニーズも踏まえながら効果検証を行い、必要かつ効果的な事業の実施に努めます。</p> <p>要介護認定者や身体障がいのある人等を対象とした福祉有償運送事業については、運転ボランティアの養成等を図りながら、引き続き事業を実施します。</p>
公共施設のバリアフリー化	<p>既存の公共施設・道路・公園等で、バリアフリー化に対応できていないものについては、今後、維持補修等に合わせ、バリアフリー化に配慮した取り組みを推進します。</p>
情報活用のバリアフリー化	<p>障がいに応じた情報提供や情報活用の支援に取り組むことで、障がいに起因する情報へのアクセスの格差を解消し、情報活用のバリアフリー化の促進、アクセシビリティの向上を図ります。</p>

施策・事業	取り組みの方向性
災害対策の推進	「交野市避難行動要支援者支援事業」(愛称:おりひめ支え愛プロジェクト)に基づき、情報伝達や地域ごとの支援の体制整備を進めるとともに、事業の普及・啓発に努め、支援を必要とする障がいのある人の支援体制の充実・強化を図ります。 また、地域における避難行動要支援者に対する個別支援の取り組みが進むよう、支援を行います。
防犯対策の推進	地域社会において、安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、地域の見守り体制の整備を進め、障がいのある人の生活の実態に応じた防犯の取り組みを進めます。

## 分野 9 : 地域福祉の推進

障がいのある人が安心して生活できる地域社会の構築を目指し、関係機関等と連携した福祉の担い手の育成や地域のネットワークづくりを進め、地域福祉の推進を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
障がい者自立支援協議会の活性化	障がい者自立支援協議会の活動を支援し、関係機関・組織のネットワーク化、顔の見える関係づくり、障がい者支援における課題の共有を促進し、支援の充実を図ります。 また、個別の事例における課題の抽出・整理から、地域課題の明確化を図り、相談支援の充実や、施策の見直しにつなげます。
福祉の担い手の育成	新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページ等において提供します。小学生を対象としたボランティア啓発、福祉施設でのボランティア体験等の取り組みを通じ、地域で福祉の担い手となる人の育成を図ります。
住民主体の地域福祉活動ネットワークづくり	コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域住民や地域福祉に関わるさまざまな団体の連携強化を図り、地域課題の把握とその解決に向けた取り組みの基盤づくりに努めます。